

八王子市事業資金融資あっ旋要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市事業資金融資あっ旋条例（平成15年八王子市条例第53号。以下「条例」という。）に基づく融資のうち、条例第2条第1項第1号に規定する小規模事業者の事業に要する資金（以下「事業資金」という。）のあっ旋、第5条に規定する信用保証料補助及び第6条に規定する利子補給について、必要な事項を定めるものとする。

(融資取扱金融機関との契約)

第2条 市長は、事業資金の適正な運営を図るため、その取扱いに係る必要な事項について、条例第2条第1項第2号に規定する融資取扱金融機関（以下「融資取扱金融機関」という。）と契約を締結するものとする。

2 市長及び融資取扱金融機関は、前項の契約に基づき、事業資金融資あっ旋の業務を円滑かつ誠実に執行しなければならない。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転資金 原料及び商品の仕入資金並びに賃金の支払その他当該事業の運転に関し必要な資金をいう。
- (2) 設備資金 工場及び店舗の拡充並びに機械設備の新設その他当該事業の設備に関し必要な資金をいう。
- (3) 申込入 事業資金融資のあっ旋を受けようとする小規模事業者をいう。
- (4) 年度 4月1日から翌年3月31日をいう。

(事業資金の種類及び融資あっ旋の内容)

第4条 事業資金の融資をあっ旋する内容は、次の表のとおりとする。

事業資金の種類	融資の種類	融資あっ旋 限度額	償還期間	利率
小口事業資金	運転・設備	30,000,000 円	7 年以内 (据置 6 ヶ月を含む)	2.1%
小規模企業 資金	運転・設備	20,000,000 円	5 年以内 (据置 6 ヶ月を含む)	1.8%
創業支援資金	運転・設備	10,000,000 円	7 年以内 (据置 6 ヶ月を含む)	1.9%
企業活力支 援資金	運転・設備	3,000,000 円	5 年以内 (据置 6 ヶ月を含む)	1.4%
経営改善事 業資金	運転・設備	30,000,000 円	10 年以内 (据置 6 ヶ月を含む)	2.3%

- 2 融資利率は、年度の当初に市と融資取扱金融機関との協議により決定し、当該年度内は同率とする。ただし、金融情勢等に大きな変動がある場合については、この限りではない。
- 3 申込人に適用する融資利率は、条例第4条第1項及び第3項に規定する申込時を基準とし、償還終了時まで同率とする。
- 4 償還の方法は元金均等割賦償還又は一括償還とし、繰上償還することができる。
- 5 融資形式は証書貸付とする。ただし、償還期間が6ヶ月を超えない場合は手形貸付とすることができる。
- 6 既存の融資あっ旋による事業資金の返済資金は第1項に定める経営改善事業資金においてのみすることができる。

(融資のあっ旋要件)

第5条 申込人は、別表及び次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。

- (1) 小口事業、創業支援、経営改善事業資金の従業員の数は、40人以下（製造業等）、10人以下（商業／サービス業等）とし、小規模企業、企業活力支援資金は、20人以下（製造業等）、5人以下（商業／サービス業等）であること。
- (2) 資金使途は、事業経営に必要な運転資金、設備資金であること。
- (3) 東京信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証対象業種であって許認可・届出等を要する事業を営んでいる、又は営む場合は、当該事業に係る許認可等を受けている、又は受けること。
- (4) 法人は、八王子市における法人市民税及び固定資産税に滞納がないこと。
- (5) 法人の代表者は、八王子市における市民税及び固定資産税に滞納がないこと。
法人の代表者とは、融資取扱金融機関との取引についての権限委任を受けている者をいう。
- (6) 個人は、八王子市における市民税及び固定資産税に滞納がないこと。
- (7) 八王子市に対し、条例第5条第3項に規定する保証協会からの信用保証料の返還金の滞納がないこと。
- (8) 連帯保証人は保証協会の定めるところによる。
- (9) その他事務要領に定めるものであること。

(融資あっ旋の申込み)

第6条 申込人は、八王子市事業資金融資あっ旋申込書（第1号様式）により市長又は融資取扱金融機関に申し込まなければならない。

- 2 市長は前項の申込みを受けたときは、速やかに審査を行い、融資のあっ旋の適否を八王子市事業資金融資あっ旋審査結果通知書（適当と認めるものについては第2号様式、否決するものについては第3号様式）により、申込人に対し通知するものとする。
ただし、直接融資取扱金融機関に申し込んだ場合は通知を省略することができる。

- 3 事業資金融資のあっ旋は、第4条第1項に掲げる融資あっ旋限度額から、既に受けている融資の未償還額を控除して得た額を限度とし、重複して申し込むことができる。

(提出書類)

第7条 申込人は、前条第1項の申込みをしようとするとき、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

2 個人・法人・特定非営利活動法人の共通の提出書類

- (1) 八王子市事業資金融資あっ旋申込書
- (2) 確定申告書及び決算書の直近分と前期分
- (3) 見積書又は契約書（設備資金等の場合）
- (4) 情報提供の取扱いに関する同意書
- (5) 許認可証等の写し
- (6) 印鑑証明書の写し
- (7) その他市及び金融機関等から提出を求められた書類

3 個人の場合

- (1) 八王子市の市・都民税納税証明書・固定資産税納税証明書（前年度）
- (2) 直近分の所得税納税証明書（その1）又は事業税納税証明書

4 法人の場合

- (1) 履歴事項全部証明書
- (2) 直近分の法人税納税証明書（その1）又は、事業税納税証明書
- (3) 八王子市の直近分の法人市民税納税証明書
- (4) 代表者の八王子市の市・都民税納税証明書（前年度）
- (5) 法人及び代表者の八王子市の固定資産税納税証明書（前年度）

5 特定非営利活動法人の場合

- (1) 履歴事項全部証明書
- (2) 八王子市の直近分の法人市民税納税証明書
- (3) 代表者の八王子市の市・都民税納税証明書（前年度）
- (4) 法人及び代表者の八王子市の固定資産税納税証明書（前年度）
- (5) 事業報告書
- (6) 計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録
- (7) 年間役員名簿
- (8) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

(融資取扱金融機関へのあっ旋)

第8条 市長は融資のあっ旋を決定したときは、融資取扱金融機関に対し、八王子市事業資金融資あっ旋書（第4号様式）によりあっ旋するものとする。ただし、融資取扱金融機関で第6条第1項の申込みを受けたときは、この限りではない。

- 2 申込人は、融資のあっ旋を受ける際に市長から特に指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

3 第1項に規定するあつ旋は、あつ旋した日から90日以内に融資を実行しなければならない。

(融資の決定及び実行)

第9条 融資取扱金融機関は、市長から事業資金のあつ旋を受けたときは、保証協会の信用保証に係る審査を経て、融資の適否を決定し、適当と認められるものについては、融資を行うことができる。

(小規模事業者の義務)

第10条 融資の借受人(以下「借受人」という。)は、第6条第1項に規定する申込みの内容に変更が生じたとき、第5条第2項及び第3項に規定するあつ旋要件を欠くこととなったときは、速やかに市長及び融資取扱金融機関に報告しなければならない。

2 借受人は、前項にある申込内容の変更において融資の繰上完済をおこなう場合、繰上完済報告書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(融資取扱金融機関の報告義務)

第11条 融資取扱金融機関は、第6条第1項に規定する申込内容に変更が生じたときは、八王子市事業資金融資変更報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 融資取扱金融機関は、第9条第1項の融資の適否について八王子市事業資金融資あつ旋申込書(第1号様式)又は八王子市事業資金適否報告書(第6号様式)により、当月分を翌月15日までに市長に提出しなければならない。

3 融資取扱金融機関は、借受人が融資を完済したときは、当月分を翌月15日までに八王子市事業資金融資完済報告書(第7号様式)を、市長に提出しなければならない。

4 融資取扱金融機関は、第13条第4項の各号又は第14条第5項の各号の規定に該当するときは、市長に速やかに報告しなければならない。

(償還期間等の特例)

第12条 融資取扱金融機関は、借受人から第6条第1項に規定する申込の償還期間又は償還据置期間の延長の申出があったときは、これらを延長することができる。

(信用保証料の補助)

第13条 市長は条例第5条の規定により、予算の範囲内で、借受人が保証協会に支払った条例第5条に規定する信用保証料(以下「信用保証料」という。)を第4条第1項に定める事業資金の種類に応じ、借受人に対し、当該各号により補助することができる。

(1) 小口事業資金 全額(補助額は30万円を上限とする。)

(2) 小規模企業資金 全額(補助額は20万円を上限とする。)

(3) 創業支援資金 全額

2 融資実行後における条件変更等により新たに発生した信用保証料は対象外とする。

3 借受人は、信用保証料の補助を受けようとするときは、八王子市事業資金融資信用保証料補助金請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

4 市長は前項の八王子市事業資金融資信用保証料補助金請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、信用保証料の額を決定し、補助をする。ただし、借受人が次のいずれかに該当するときは、補助をしない。

- (1) 市内で事業を営んでいないとき。
- (2) 事業を廃止したとき。
- (3) 期限の利益の喪失の事由が発生したとき。
- (4) その他市長が産業の振興及び育成に寄与しないと認めたとき。

5 市長は前項の補助を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 信用保証料補助の決定の内容又はその条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により信用保証料の補助を受けたとき。

6 条例第5条第3項により保証協会から信用保証料の返還を受けた借受人は、その市の補助相当分に当たる全額または一部を市長に返還しなければならない。

(利子補給)

第14条 市長は条例第6条の規定により、予算の範囲内で、利子支払額を第4条第1項に定める事業資金の種類に応じ、当該各号により算出される額（1円未満の端数は切り捨てる。）を借受人に対し、利子補給をすることができる。

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 小口事業資金 | 当初12か月分全額 |
| (2) 小規模企業資金 | 当初12か月分全額
13か月から24か月まで半額 |
| (3) 創業支援資金 | 当初12か月分全額 |
| (4) 企業活力支援資金 | 60か月分全額 |
| (5) 経営改善事業資金 | 当初24か月分半額 |

2 借受人が融資条件（元金据置措置、割賦金額の軽減措置等）の変更をした場合の利子補給の額は、前項の規定にかかわらず、変更をした日までの分とする。ただし、内入れについてはこの限りではない。

3 借受人は、第1項または第2項の規定により算出した利子支払額の補給を受けようとするときは、利子補給金請求委任状を融資取扱金融機関に提出しなければならない。

4 前項の利子補給金請求委任状の提出を受けた融資取扱金融機関は、毎年8月末日及び2月末日の基準日（以下「基準日」という。）までに借受人が支払った当該融資利子支払額のうち、第1項及び第2項の規定により算出した利子補給額を、市長に請求しなければならない。

5 市長は前項の請求を受け、その内容を審査し、基準日における利子補給金の額を決定したときは、融資取扱金融機関に対し一括して支払うものとする。ただし、借受人が次のいずれかに該当するときは、利子補給をしない。

- (1) 基準日に市内で事業を営んでいないとき。
- (2) 事業を廃止したとき。

(3) 期限の利益を喪失したとき。

(4) その他市長が産業の振興及び育成に寄与しないと認めたとき。

6 市長は前項の補助を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 利子の補給決定の内容又はその条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利子の補給を受けたとき。

(融資あっ旋の取り消し)

第15条 市長は、条例第7条の規定により融資あっ旋の取り消しをしたときは、融資取扱金融機関に報告するものとする。

(融資の取り消し)

第16条 融資取扱金融機関は、前条に規定する報告を受けた場合、融資を取り消すことができる。

2 前項の規定により融資を取り消したときは、融資取扱金融機関は、市長に報告しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成31年(2019年) 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和2年(2020年) 4月 1日から施行する。

別表

事業資金の種類	あっ旋要件
小口事業資金	1年以上事業を行っており、市内で事業を営み、又は営もうとする者であること。
小規模企業資金 (国の全国統一保証制度)	① 1年以上事業を行っており、市内で事業を営み、又は営もうとする者であること。 ② この融資含め、全国の信用保証協会の保証付融資合計残高が2,000万円以下であること。
創業支援資金	事業を営んでおらず、市内で3か月以内に開業する計画がある個人又は法人であること。又は、新たに開業した個人又は法人で、市内で事業を引き続き営み、その期間が1年未満であること。
企業活力支援資金	市内に本社登記があり、かつ市内で1年以上事業を営んでいる法人であること。又は、市内に住民登録があり、かつ市内で1年以上事業を営んでいる個人であること。
経営改善事業資金	① 1年以上市内にて事業を営んでいる個人又は法人であること。 ② 既存の融資が融資あっ旋による事業資金であること。 ③ 毎月の返済額が既存の融資あっ旋による事業資金の返済額の合計額未満になること。